

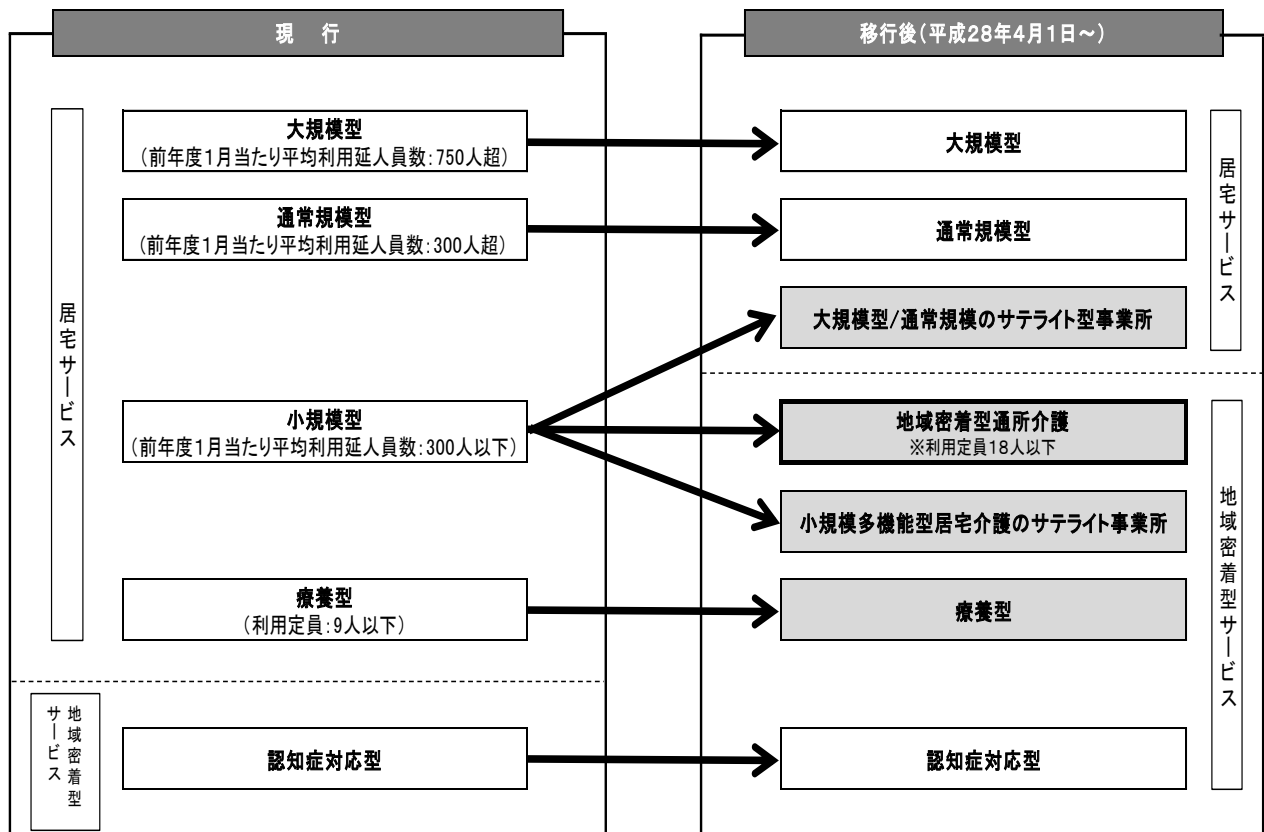
地域密着型通所介護への移行について

1 基本的な考え方

平成28年4月1日から、利用定員が18人以下の通所介護事業所は、「地域密着型通所介護」となります

介護保険法の改正により、小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤として地域密着型サービスに移行されます。

また、利用定員9名以下である療養通所介護も、地域密着型サービスに移行されます。



2 地域密着型サービスとは

【概要】

- 平成18年4月1日の介護保険法改正により、介護が必要となった高齢者が、これまでの人間関係や生活環境を維持し、できる限り長く住み慣れた自宅や地域で安心して

て生活が送れることを目的とし、身近な市町村で提供されることが適当なサービス
 類型として創設されたものです。柔軟性及び機動性に優れる小規模な事業所として、
利用者の日常生活圏域ごとに拠点を置いた、地域に開かれた良質なサービスの提供
 が求められます。

●特色としては、

- ①原則として、当該市町村の被保険者の利用のみが保険給付の対象
- ②市町村が事業所の指定、指導監督権限を有する
- ③市町村が作成する高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に定める日常生活圏域
 毎の必要利用定員総数を超える場合、市町村は指定を行わないことができる
- ④市町村は地域の実情に応じた弾力的な基準・報酬決定ができる
- ⑤市町村が事業所の指定又は指定拒否、指定基準又は介護報酬の変更を行うにあた
 っては、地域密着型サービス運営委員会の意見を聞かなければならない
- ⑥サービスの質の確保のため、指定の更新制等が設けられている

●サービスの種類としては、

	サービス種別	要支援	要介護	備考
1	夜間対応型訪問介護	×	○	
2	地域密着型通所介護	×	○	定員18人以下
3	(介護予防)認知症対応型通所介護	○	○	定員12人以下
4	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	○	○	登録定員29人以下
5	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	要支援2のみ	○	
6	地域密着型特定施設入居者生活介護	×	○	定員29人以下
7	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	×	○	定員29人以下
8	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	×	○	
9	看護小規模多機能型居宅介護	×	○	登録定員29人以下

3 地域密着型通所介護の「みなし指定」について

- (1) 平成28年3月31日現在、通所介護事業所としての指定を受けている定員18

人以上の事業所については、平成28年4月1日より、事業所所在地の市町村からの指定を受けたものとみなされます（「みなし指定」）。

- (2) 平成28年3月31日において他の市町村の被保険者が利用していた場合は、当該地の市町村からの指定を受けたとみなされます。
- (3) 「みなし指定」の有効期限は、改正前の通所介護の指定を受けた日から6年経過した日までとなります。（平成28年4月1日から6年ではありません。）
- (4) (2)の他市による「みなし指定」の効果は、平成28年3月31日における利用者に限られます。
- (5) 地域密着型通所介護への移行を選択しない事業所については、大規模型・通常規模型通所介護のサテライト型事業所又は小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行、更には通所介護の廃止を選択することもできます。この場合は、平成28年3月31日までに、みなし指定を辞退する申出書を宮城県へ提出する必要があります。

4 移行後の利用者について

- (1) 地域密着型サービスは、その市町村の被保険者のみがサービス利用可能です。
- (2) 平成28年3月31日以前の既存利用者については、それぞれの保険者（市町村）の指定があったものとみなされるため、事業所の所在市町村の被保険者だけでなく、それ以外の他の市町村の被保険者も引き続き利用できます。このみなし指定の効力も、改正前の通所介護の有効期間満了日までですので、名取市への更新手続きに加えて、当該市町村への更新手続きも必要となります。
- (3) 平成28年4月1日以降に、新たに他の市町村からの利用者を受け入れるためには、本市と当該地の市町村との事前調整の後、当該地の市町村から事業者指定を受ける必要があります。
- (4) (3)の手続きを経ずに他の市町村からの利用者を受け入れても介護報酬の請求はできません。また、事業者指定は日付を遡ることができませんので、注意してください。

5 介護予防通所介護及び第1号通所事業（総合事業）について

介護予防通所介護は、地域密着型サービスには移行しません。これまでの介護通所介護は、平成30年3月31日までは指定の効力を有していますが、介護保険法上は平成27年4月から総合事業に移管されています。

6 運営推進会議について

運営推進会議とは、地域との連携を図るため、利用者や利用者の家族、地域代表者（自治会や民生委員など）、市職員又は地域包括支援センター職員などで構成さ

れ、提供しているサービス内容等を明らかにし、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として、各事業所で設置する協議会です。

平成28年4月から、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護においても、設置が義務付けられますが、開催回数については他のサービスが2か月に1回であるのに対し、6か月1回（療養通所介護は12か月に1回）とされています。

○運営推進会議の設置が定められている事業

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型通所介護 新
- ・療養通所介護 新
- ・認知症対応型通所介護 新

○運営推進会議のメンバー

- ・利用者や利用者家族
 - ・地域代表
- ※自治会・町内会、民生委員、老人クラブ、商店会などが想定されますが、特に何らかの団体の代表者である必要はなく、事業所の近所の方が参加することでも構いませんので、地域の実情に応じて参加を依頼してください。
- ※参加を強要することが無いようご注意ください。
- ・市職員又は地域包括支援センター職員

※運営推進会議への参加依頼は、平成28年4月以降に行ってください。

○主な議題の例（グループホームにおけるもの）

- ・状況報告（利用者数、要介護度、年齢等）
- ・活動状況報告（誕生日会等の事業所内活動、花見等の事業所外活動、避難訓練、ボランティアや研修の受け入れ状況の報告など）
- ・第三者評価機関からの外部評価の実施状況及び評価内容の報告
- ・事業所内で発生した転倒等の事故の内容や件数、対応について
- ・自治会の催し物や避難訓練等の情報提供と入居者の参加可否の検討

7 事業所の運営規程等の作成について

「地域密着型通所介護」は、「地域密着型サービス」であり、「通所介護」は「居宅サービス」であり、それぞれ別のサービスです。そのため、事業所の運営規程及び重要事項説明書の作成（変更）が必要です。（介護保険事業所番号は従前の通所介護の事業所番号と変更はありません。）

(1) 運営規程、重要事項説明書

ア) サービスの表記の変更

タイトルも含め、現在の運営規程や重要事項説明書で使用されている表記を次のように変更する必要があります。

- ・「通所介護」⇒「地域密着型通所介護」

イ) 文中で引用する要綱等について

文中に法令を引用している場合、変更が必要な表記について確認し、適切に修正等を行ってください。

- ・「宮城県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に変更

※名取市において平成29年3月31日までに指定基準の条例を制定施行する予定ですので、それまでの間については、厚生労働省令で定める基準を適用することになります。

ウ) 利用料金について

報酬区分（単価）は、前年度の利用者数の実績に関わらず、現在の小規模型通所介護費相当です。

エ) 運営規程の作成及び届出について

・全ての事業所において、平成28年4月1日を施行日とする運営規程を作成する必要がありますが、平成28年3月31日時点で指定を受けている事業所はすべて「みなし指定」を受けているため、市への届け出は不要です。

・平成28年4月1日以降に新規または更新の指定を受ける事業者については、指定申請を行う際、申請書類に添付して提出してください。

オ) 要介護者向けと要支援者向けの切り分け

これまで、要介護者用と要支援者用を共用で作成していた事業所は、それぞれ分けて作成する必要があります。

・(介護予防)通所介護⇒「地域密着型通所介護」と

「介護予防通所介護」「第1号通所事業」

※平成30年3月31日までは介護予防サービスを提供する可能性がありますので、それまでは「地域密着型通所介護」「介護予防通所介護及び第1号通所事業」としても差し支えありません。

※平成27年4月以降に指定された事業所は「第1号通所事業」のみなし指定を受けませんので、新たな指定を受けるまでは「第1号通所事業」の記載はできません。

(2) 契約書

ア) サービスの表記の変更

「(1) 運営規程、重要事項説明書」を参考に、現在の契約書で使用されている表記を適切に変更してください。

イ) 契約の締結時期

小規模な通所介護事業所(利用定員18人以下)については、平成28年4月1日から「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに移行されるため、事業所は平成28年4月までに「地域密着型通所介護」の契約書のひな型を用意しておき、平成28年4月1日付で「通所介護」から「地域密着型通所介護」に契約変更する必要がありますが、契約書を取り直すことまではしなくても差し支えありません。ただし、料金等の変更がある場合は、重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得ることが必要です。(宮城県確認)